

令和 3 年 度

異常気象時における道路通行規制基準

島 根 県

異常気象時における道路通行規制区間総括表

1. 路線別

道路種別	区間数	区間延長	摘要
一般国道 184 号	1 区間	6.4 km	
一般国道 431 号	1 区間	1.4 km	
一般国道 485 号	1 区間	1.1 km	
一般国道 488 号	1 区間	14.2 km	
計	4 区間	23.1 km	4 路線
主要地方道	15 区間	69.4 km	15 路線
一般県道	34 区間	110.4 km	28 路線
計	49 区間	179.8 km	43 路線
合計	53 区間	202.9 km	47 路線

2. 事務所別

県内事務所名	区間数	区間延長	摘要
松江県土整備事務所	2 区間	5.1 km	
広瀬土木事業所	0 区間	0.0 km	
雲南県土整備事務所	2 区間	7.9 km	
仁多土木事業所	0 区間	0.0 km	
出雲県土整備事務所	5 区間	17.8 km	
県央県土整備事務所	7 区間	27.0 km	
大田事業所	4 区間	9.8 km	
浜田県土整備事務所	16 区間	46.1 km	※ 重複箇所の区間数は益田県土で計上
益田県土整備事務所	6 区間	50.5 km	
津和野土木事業所	6 区間	24.8 km	※ 重複箇所の区間数は益田県土で計上
隠岐支庁県土整備局	2 区間	8.3 km	
島前事業部	3 区間	5.6 km	
計	53 区間	202.9 km	

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

島根県

図面 対照 番号	路線名	担 当 事 務 所 名	規制区間			交通量 (台/日)	規制基準			危険内容	迂回路	道 路 情 報 板	道 路 モ ニ タ ー	前年度 通行止実績		指 定 年 度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	郡市 町村字	延 長 (km)		規制基準値 (mm)		気象等観測所								
							通行注意	通行止									
							時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量									
1	1 8 4 号	雲 南 土	飯石郡飯南町八神 飯石郡飯南町下来島	6.4	102	20 100	30 150	八神観測所	落石 雪崩	(一) 佐田八神線 (一) 頓原八神線 (国) 5 4 号	C-2		2	61.5	S46		
2	4 3 1 号	松 島	江島取県境港市岸町 土島根県松江市美保関町森山	1.4	4,530	強風注意報が発表 された時	境水道大橋島取県 側の風速計による 10分間平均風速が 20m/s以上となり、 気象情報等により 引き続き風速 20m/s以上が継続 すると予想される 場合。 境水道大橋風速計 (島取県側)	強風	(一) 美保関八束松江線 (臨) 江島幹線 (一) 渡余子停車場線 (主) 米子境港線	B-1				H26	遮断装置		
3	4 8 5 号	隠 支	岐隠岐郡西ノ島町大字美田 庁隠岐郡西ノ島町大字浦郷	1.1	3,598	西ノ島大橋橋梁上 風速計による10分 間平均風速が 10m/s以上となっ た時	西ノ島大橋橋梁上 間平均風速が 20m/s以上となり、 西ノ島大橋橋梁上 気象情報等により 引き続き風速 20m/s以上が継続 すると予想される 場合。 (島前事業部)	強風	(町) 4 6 4 号 (町) 4 6 7 号	C-4		3	78.5	H23	遮断装置		
4	4 8 8 号	益 土	田益田市匹見町匹見山根上 土益田市匹見町匹見(広島県境)	14.2	574	20 80	30 100	匹見土木 ステーション	落石 な		C-2				S46		
国道計			4区間	23.1							B-1 C-7		5	140.0			

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主要地方道

島根県

図面 対照 番号	路線名	担 当 事 務 所 名	規制区間		交通量 (台/日)	規制基準		気象等観測所	危険内容	迂回路	道 路 情 報 板	前年度 通行止実績		指 定 年 度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 至	郡市 町村字		延 長 (km)	規制基準値 (mm)					回数	延時間			
							通行注意									通行止
							時間雨量 連続雨量									時間雨量 連続雨量
5	(5 号) 浜田八重可部線	浜田県	浜田市黒川町 浜田市後野町	2.0	213	20	30	浜田県土	落石 (国) 1 8 6 号					S46		
6	(7 号) 浜田作木線	島根県	邑智郡邑南町高見 邑智郡邑南町雪田	5.0	1,238	20	30	邑南町役場 瑞穂支所	落石 (一) 高見出羽線 冠水 ~ 町道雪田線	C-1				S61		
7	(1 1 号) 旭戸河内線	浜田県	浜田市旭町来尾	3.0	20	20	30	旭市木観測所	落石 土砂崩落	なし C-2				S56		
8	(1 2 号) 鹿野吉賀線	津和野事業所	鹿足郡吉賀町蓼野	2.9	27	20	30	蓼野観測所	落石	なし C-1	1	18.5	S46	山口県側雨量超過による通行止めに伴う		
9	(2 9 号) 大社日御碕線	出雲県	出雲市大社町杵築北 出雲市大社町日御碕	7.0	2,834	20	30	出雲市役所 大社支所	落石	なし C-2				S52		
10	(3 4 号) 浜田美都線	浜田県	浜田市弥栄町木都賀 浜田市弥栄町田野原	6.0	341	20	30	木都賀観測所	落石	なし C-1				S46		
11	(3 9 号) 湖陵掛合線	出雲県	出雲市湖陵町三部	0.5	4,813	20	30	出雲市役所	冠水	なし C-2				S60		
12	(4 0 号) 川本波多線	島根県	邑智郡美郷町堀川橋 邑智郡美郷町竹谷橋	2.0	1,514	20	30	美郷町役場	冠水 (主) 仁摩邑南線 (一) 美郷大森線 (国) 3 7 5 号					S61		
13	(4 2 号) 吉賀匹見線	津和野益田	鹿足郡吉賀町折元 益田市匹見町紙祖	19.2	113	20	30	下高尻観測所 匹見土木 ステーション	落石 土砂崩落	なし C-2				S46	津和野5.5 益田 13.7 合計 19.2	
14	(4 4 号) 西郷都万郡線	隠岐県	隠岐郡隠岐の島町油井	1.8	465	20	30	西郷観測所	落石 土砂崩落	なし C-2				S58		
15	(4 5 号) 安来木次線	雲南県	雲南市大東町下久野 雲南市木次町寺領	1.5	1,116	20	30	久野観測所	落石 (主) 玉湯吾妻山線 (一) 木次横田線	C-2	2	67.1	S46			
16	(4 7 号) 西郷布施線	隠岐県	隠岐郡隠岐の島町大久	6.5	400	20	30	西郷観測所	落石	なし C-3				S49		
17	(1 7 号) 津和野田万川線	津和野事業所	鹿足郡津和野町田二徳 鹿足郡津和野町栄	1.0	1,474	20	30	木部観測所	冠水	なし C-2				S46		
18	(5 4 号) 益田澄川線	益田県	益田市長沢町下長沢 益田市匹見町澄川	6.1	735	20	30	益田県土	落石 路肩欠壊	なし C-1				S46		
19	(5 2 号) 弥栄旭インター線	浜田県	浜田市弥栄町小坂	4.9	344	20	30	小国観測所	落石	なし C-1				H4		
主要地方道計			15区間	69.4							C-22	3	85.6			

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般県道

島根県

図 面 対 照 番 号	路 線 名	担 当 事 務 所 名	規 制 区 間		交 通 量 (台/日)	規 制 基 準 値 (mm)		気 象 等 観 測 所	危 険 内 容	迂 回 路	道 路 情 報 板	道 路 モ ニ タ ー	前 年 度 通 行 止 実 績		指 定 年 度	備 考 道 路 交 通 遮 断 装 置
			自 郡 市 町 村 字	延 長 (km)		通 行 注 意	通 行 止						回 数	延 時 間		
			時 間 雨 量	連 続 雨 量		連 続 雨 量										
20	(109号) 邑南高宮線	邑智郡邑南町大林	6.9	71	10	20	邑南町役場	落石	(主) 吉田邑南線 (一) 高見出羽線			3	115.8	H15		
		邑智郡邑南町戸河内				70	羽須美支所	土砂崩落	(主) 浜田作木線 (主) 甲田作木線							
21	(294号) 邑南美郷線	邑智郡美郷町都賀西	9.5	274	20	25	邑南町役場	落石	(国) 375号バイパス			1	26.0	S46		
		邑智郡邑南町下口羽				80	羽須美支所									
22	(112号) 三次江津線	江津市桜江町邑南町境	5.4	63	20	30	川戸観測所	落石	(主) 桜江金城線 (一) 皆井田江津線					S50		
		江津市桜江町川戸				80		土砂崩落	(一) 日貫川本線							
23	(112号) 三次江津線	江津市川平町南川上	2.0	567	20	30	上津井観測所	落石	(国) 261号					S46		
		江津市金田町千金				100		土砂崩落								
24	(113号) 都川中野線	浜田市旭町都川	1.1	94	20	30	都川観測所	落石	なし	C-2				S56		
		浜田市旭町都川				100		土砂崩落								
25	(114号) 今福芸北線	浜田市金城町久佐	1.0	703	20	30	小国観測所	落石	なし	C-2				S46		
		浜田市金城町小国				100		土砂崩落								
26	(115号) 波佐芸北線	浜田市金城町波佐	0.8	210	20	30	波佐観測所	落石	なし	C-1				S46		
		浜田市金城町波佐				100										
27	(162号) 大社立久恵線	出雲市芦渡町	3.8	2,258	20	30	出雲市役所	落石	なし	C-2		1	71.0	S63		
		出雲市乙立町				100										
28	(185号) 三刀屋佐田線	出雲市佐田町吉野	5.4	247	20	30	出雲市役所	落石	なし	C-1				S52		
		出雲市佐田町反辺				100	佐田支所	土砂崩落								
29	(179号) 黒沢安城浜田線	浜田市三隅町下古和	4.4	738	20	30	下古和観測所	落石	なし	C-2				S46		
		浜田市三隅町黒沢				100										
30	(179号) 黒沢安城浜田線	浜田市弥栄町小坂	1.9	327	20	30	弥栄観測所	落石	なし	C-1				S46		
		浜田市弥栄町小坂				100										
31	(187号) 川本大家線	邑智郡川本町川本大橋	0.5	1,678	20	30	川本観測所	落石	(一) 別府川本線 (主) 温泉津川本線					S61		
		邑智郡川本町大字谷戸				80	川本観測所	冠水	(主) 大田桜江線							
32	(189号) 匹見左鏡線	益田市匹見町小原口	4.2	195	20	30	匹見土木	落石	なし	C-1				S54		
		益田市匹見町七村				100	ステーション									
33	(189号) 匹見左鏡線	鹿足郡津和野町左鏡	7.6	529	20	30	左鏡観測所	落石	なし	C-1				S46		
		鹿足郡津和野町左鏡				100		冠水								
34	(201号) 湯里停車場祖式線	大田市温泉津町西田	3.0	966	20	30	水上観測所	落石	(国) 9号 (主) 仁摩邑南線 (主) 大田桜江線					S50		
		大田市温泉津町矢滝				100										
35	(201号) 湯里停車場祖式線	大田市温泉津町矢滝	2.9	966	20	30	水上観測所	落石	(国) 9号 (主) 仁摩邑南線 (主) 大田桜江線					S50		
		大田市祖式町上町				100										
36	(226号) 柿木津和野停車場線	鹿足郡吉賀町福川	4.0	924	20	30	福川観測所	落石	なし	C-1				S46		
		鹿足郡津和野町笹山				100										
37	(226号) 柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町中座	1.7	924	20	30	津和野事業所	落石	なし	C-1				S46		
		鹿足郡津和野町中座				100										
38	(250号) 鰐淵寺線	出雲市西郷町	1.1	6,428	20	30	出雲市役所	冠水	なし					S60		
		出雲市西郷町				60	平田支所									
39	(252号) 枕木山線	松江市本庄町枕木	3.7	889	20	30	松江県土	落石	一部 旧枕木山線	C-3		2	110.8	S52		
		松江市本庄町枕木				60		土砂崩落								
40	(281号) 窪田山口線	大田市山口町佐津目	1.9	131	20	30	中津森観測所	落石	(国) 9号 (主) 三瓶山公園線 (主) 大田佐田線					S49		
		大田市山口町山口				100		雪崩								
41	(284号) 田儀山中大田線	大田市富山町道原	2.0	211	20	30	三瓶ダム観測所	落石	(主) 大田佐田線 (農) 大邑農道					S50		
		大田市大田町長谷				100										

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般県道

島根県

図 面 対 照 番 号	路 線 名	担 当 事 務 所 名	規 制 区 間		交 通 量 (台/日)	規 制 基 準		気 象 等 観 測 所	危 険 内 容	迂 回 路	道 路 情 報 板	前 年 度 通 行 止 実 績		指 定 年 度	備 考 道 路 交 通 遮 断 装 置		
			自 郡 市 至 郡 市	町 村 字 町 村 字		延 長 (km)	規 制 基 準 値 (mm)					道 路 モ ニ タ ー	回 数			延 時 間	
							通 行 注 意										通 行 止
							時 間 雨 量 連 続 雨 量										時 間 雨 量 連 続 雨 量
42	(291号) 別府川本線	県 央 邑智郡美郷町小谷 県 土 邑智郡美郷町みなと橋	1.9	333	20	30	美郷町役場	冠 水	(一)美郷大森線 (主)仁摩邑南線					S46			
43	(291号) 別府川本線	県 央 邑智郡川本町大字久座仁 県 土 邑智郡川本町大字谷戸橋	1.2	296	20	30	県央県土	落 石	(主)仁摩邑南線					S61			
44	(295号) 日貫川本線	浜 田 江津市桜江町田津 県 土 江津市桜江町鹿賀	3.6	192	20	30	県央県土	落 石 な	し					S61			
45	(297号) 皆井田江津線	浜 田 江津市井沢町 県 土 江津市跡市町	2.0	1,026	20	30	跡市観測所	落 石 な	し					S49			
46	(298号) 跡市川平停車場線	浜 田 江津市川平町平田 県 土 江津市川平町南川上	3.7	107	20	30	跡市観測所	落 石 な	し					S49			
47	(304号) 三隅井野長浜線	浜 田 浜田市榎田原町 県 土 浜田市榎田原町	1.7	721	20	30	榎田原観測所	落 石 な	し					S50			
48	(305号) 美川周布線	浜 田 浜田市徳出町 県 土 浜田市治和町	1.3	1,733	20	30	浜田県土	落 石	(国)9号 (主)浜田美都線					S49			
49	(307号) 波佐匹見線	浜 田 浜田市金城町波佐 益 田 益田市匹見町赤谷	10.8	42	20	30	若生観測所 匹見土木 ステーション	落 石 な	し					S46	浜田 1.3 益田 9.5 合計10.8		
50	(312号) 須川谷日原線	津 和 野 鹿足郡津和野町滝谷 事 業 所 鹿足郡津和野町相模原	2.1	666	20	30	須川観測所	落 石 冠 水	な	し B-1				S46			
51	(170号) 益田津和野線	益 田 益田市有田町有田 県 土 益田市飯浦町二見	2.8	172	20	30	益田県土	落 石 な	し C-1					S46			
52	(318号) 日ノ津崎港線	隠 岐 隠岐郡海士町大字御波 支 庁 隠岐郡海士町大字崎	1.5	564	20	30	島前事業部	落 石 土 砂 崩 落	な	し C-2				S52			
53	(320号) 珍崎浦郷港線	隠 岐 隠岐郡西ノ島町大字浦郷 支 庁 隠岐郡西ノ島町大字珍崎	3.0	588	20	30	島前事業部	落 石 土 砂 崩 落	な	し				S46			
一 般 県 道 計			34区間	110.4							B-1 C-21	7	323.6				
都 道 府 県 道 合 計			49区間	179.8							B-1 C-43	10	409.2				
国 道 都 道 府 県 道 合 計			53区間	202.9							B-2 C-50	15	549.2				

異常気象時及び特殊危険地域における道路通行規制要領

島根県

第1. 目的

この要領は、豪雨、強風、地震その他の異常気象時又は、落石、雪崩、地すべり等を生じやすい地域(以下「特殊危険地域」という)における道路の通行について著しく危険があると認められる場合の規制に関する基準等を定めることにより、道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

第2. 異常気象時及び特殊危険地域通行規制区間の指定

知事(道路管理者)は、その管理する一般国道(指定区間外)並びに県道及び、その周辺の状況(道路の構造、地形、地質、過去の被害危険状態の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。)から異常気象時及び特殊危険地域において被害が発生する恐れが著しい箇所を含む相当の区間を、別に定める基準により異常気象時及び特殊危険地域通行規制区間(以下「規制区間」という。)として、県公安委員会の意見をきいて指定するものとする。

第3. 道路通行規制基準の決定

知事(道路管理者)は、第2で指定する規制区間に係る通行規制基準を県公安委員会の意見をきいて定めるとする。

第4. 道路通行規制の種類

通行規制の種類は次のとおりとする。

- (1) 通行止め(通行止め、車輛止め、その他道路管理者が行うことができる通行止めをいう。)
- (2) 通行注意(異常気象時及び特殊地域のため危険があり、道路の通行上注意しなければならないことをいう。)

第5. 道路通行規制の実施

- (1) 通行規制の実施は、通行規制基準に基づき、過去の被害状況、道路及びその周辺の状況、並びに気象の状況等を総合的に勘案し、県土整備事務所長及び隠岐支庁県土整備局長(以下「所長」という。)が行う。
ただし規制区間が2つ以上の県土整備事務所の所管区域にまたがって所在する場合は、関係所長と協議し所管する所長が通行規制の実施を行うものとする。
- (2) 前項の通行規制を実施する場合、所長はあらかじめ当該規制区間を、管轄する警察署長に協議しなければならない。
ただし協議するいとまのない場合は、事後においてすみやかに通知するものとする。
- (3) 第(1)項の通行規制を実施した場合、所長は遅滞なく、土木部長に報告するとともに、地元消防機関、関係市町村長、当該規制区間に関係する中国地方整備局の出先機関の長及び定期的に通行する交通機関等(以下「関係機関」という。)に通知するものとする。
- (4) 通行規制の実施は道路標識及び道路情報板「別表-1」をもって表示することにより行うものとし、規制の対象等の変更及び事実上通行に支障が生じ規制を行う場合も同様に表示するものとする。
- (5) 道路情報板の設置位置は、通行規制の指定区間の起終点及び主要分岐点、その他必要な地点の左側路肩とする。

第6. 道路通行規制の解除

- (1) 通行規制の解除は、所長が通行の安全を確認し、当該規制区間を管轄する警察署長と協議した後すみやかに行うものとする。
- (2) 前項の通行規制を解除した場合、所長は道路標識及び道路情報板の表示を止め、遅滞なく土木部長に報告するとともに、関係機関に通知するものとする。

第7. 報告等

土木部長は、道路通行規制の実施及び解除の報告を受けた場合、すみやかに中国地方整備局長(地域道路課)へ通知するものとする。

第8. 規制区間以外の区間における道路通行規制

所長はその所轄する道路のうち、規制区間以外の区間についても、必要があると認めるときは、通行注意の規制を行い、また道路の通行に危険が急迫している場合は、通行止めの規制を行うものとする。これらの場合における通行規制の実施、解除及び報告については、第5、第6、及び第7に規定するところによるものとする。

道路情報板

道路情報板は次のとおりとする。

道路情報表示装置 B 型

- 1 (適用範囲)
この規格は、一般国道、都道府県道、市町村道(都市高速道路を除く。)に適用するものとする。

- 2 (構造)
(1) 情報表示装置の各部の寸法は、図 - 1 を標準とする。
(2) 照明は、内部照明とする。
(3) 前面の塗装色は、マンセル 5 YR 6 / 1 3 (淡かつ色)とする。
(4) 60mm×180mmの注意灯(橙色)を 2 個併設する。
(5) 表示幕の巻取りは、手動式とする。

- 3 (表示文字)
(1) 「道路情報」の4文字は、黒色丸ゴシック体で、大きさは150mm×150mm、間隔は40mmとし、地色は、乳白色とする。
(2) 情報表示文字の大きさは、漢字180mm×180mm、仮名・数字は150mm×150mmを標準とする。
(3) 上段は赤文字で規制内容を、中段は黒文字で規制原因を、下段は黒文字で規制場所または気象情報をそれぞれ丸ゴシック体で表示するものとする。

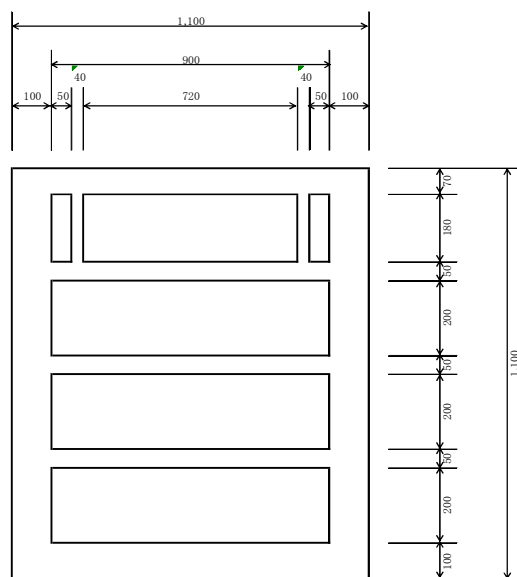


図 - 1

道路情報表示装置 C 型

- 1 (適用範囲)
B型と同じとする。

- 2 (構造)
(1) 情報表示装置の各部の寸法は、図 - 2 を標準とする。
(2) 表示板は、870mm×240mmで地色を乳白色とする。
(3) 前面の塗装色は、マンセル 5 Y R 6 / 1 3 (淡かつ色)とする。
(4) 表示板の取換えは、手動式とする。

- 3 (表示文字)
B型と同じとする。

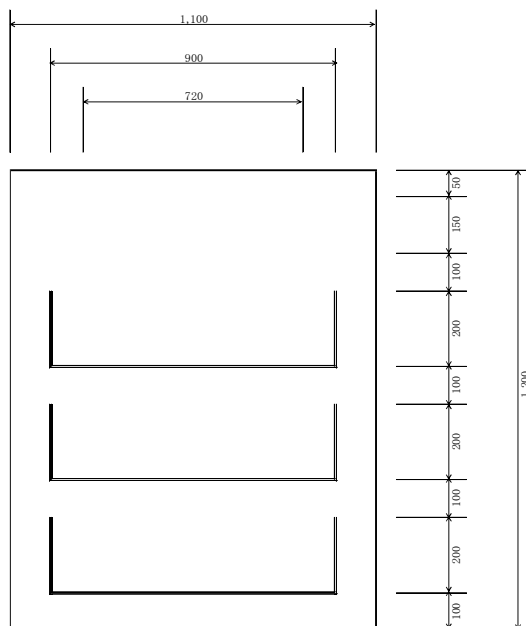


図 - 2

参 考

(B型及びC型の表示例)

規制事項： 通行止、片側通行、一方通行、通行注意、徐行、渋滞、チェーン必要、スリップ注意、車両通行止
片側交互通行、○月○日○時、復旧予定 (標識301を掲出したとき補助版に表示)

原因： がけ崩れ、落石、高浪、路面冠水、凍結、積雪、濃霧、なだれ、交通事故、事故、路面決壊、
路面陥没、路肩決壊、橋梁破損、作業中、工事中、がけ崩れの恐れ、落石の恐れ、大雨注意報、
大雪注意報、なだれ注意報、大雨警報、大雪警報、台風接近、暴風雨警報、波浪警報

場所： ○km先、○○附近、○○方面、○○地内、○○峠、○○橋

異常気象時等における道路通行規制決定基準

異常気象時及び特殊危険地域における道路通行規制要領第2に基づく規制区間の指定及び第3に基づく通行規制の決定についての基準を次のとおり定める。

第1. 道路通行規制区間の指定基準

路線の重要性、性格等を考慮し、規制区間ごとに異常気象時等において未然に事故を防止することが出来る次の要件に適合した区間の内から指定するものとする。

- (1) 過去の被害状況
- (2) 落石、雪崩れ、地すべり等の発生が、道路の構造及びその周辺における地形、地質等から予見される区間
- (3) その他知事が特に必要と認める区間

第2. 道路通行規制の決定基準

1. 降雨による場合

- (1) 過去の被災状況を勘案して、基準の雨量を定め、別表規制基準の雨量に達した場合を通行規制を実施すべき基準とする。
- (2) 基準の雨量は時間雨量と連続雨量とする。

2. 降雨以外による場合

落石、雪崩れ、地すべり、高浪等の発生が予見され、通行に著しく危険があると認められる場合は過去の被災状況、気象状況等を勘案し決定する。